

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 37 年 1 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 1 月まで  
② 昭和 38 年 2 月から 52 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私の夫は、昭和 54 年 4 月頃、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、国民年金に加入した昭和 54 年頃に何回か納付書が送られてきたので、特例納付等により合計 10 万円程度を区役所又は金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 4 月頃、その夫が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、特例納付等により、合計 10 万円程度を区役所又は金融機関で納付したと主張しているところ、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 3 月頃と推認でき、申立期間①は強制加入期間であり、申立人が納付したとする同年は第 3 回特例納付の実施期間内であることから、保険料を特例納付することは可能であったこと、ii) オンライン記録上、特例納付により保険料が納付済みとなっている期間（昭和 36 年 4 月ないし同年 8 月、37 年 2 月ないし 38 年 1 月）の保険料額、過年度納付により保険料が納付済みとなっている期間（52 年 4 月ないし 53 年 3 月）の保険料額及び特殊台帳において徴収決定

外誤納により保険料の還付が確認できる期間（52年1月ないし同年3月）の保険料額に、申立期間①の保険料額を特例納付により納付した場合に実際に必要となる金額を加えると申立人の主張する金額とおおむね一致すること、iii）特殊台帳によると、37年2月から38年1月までの特例納付済期間は、本来前詰めで処理すべきところ、申立期間①の直後に納付処理されているため、当該期間は、特例納付により保険料が納付されていたと考えても特段不合理ではないことから、申立人の申立内容と符合する。

また、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は、特例納付により納付済みとなっている上、当該期間は5か月と短期間である。

申立期間③について、申立人の特殊台帳において、「還付 52. 1～52. 3 まで 4,200 円（54. 5. 2）徴収決定外誤納」との記載が、また市の国民年金被保険者名簿において、「52. 1～52. 3（キャンプ）54. 7」の記載が確認できることから、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料の還付を行った54年5月ないし同年7月の時点においては、当該期間の一部に当該還付金を充当することが可能であったにもかかわらず、当該期間の一部に充当されていないため、当該期間の保険料は納付されていたものと考えても不自然ではない。

また、申立期間③の前後の期間を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められない。

さらに、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済期間となっている上、当該期間は12か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、前述のとおり、申立人は、国民年金に加入した直後に特例納付等により納付した国民年金保険料額は、合計10万円程度であったと述べているが、上記1で述べたオンライン記録上、保険料が特例納付により納付済みとなっている期間等を除き、申立期間②のみの保険料を特例納付により納付したとした場合においても実際に必要となる保険料額は、申立人の主張する金額と大きく乖離する。

また、申立期間②は、170か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月から37年1月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8731

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月21日から同年12月20日まで  
私は、A社に入社し、退職するまで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びC健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D営業所から同社E事業部（厚生年金保険の適用事業所名は同社本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社E事業部へ異動した同僚の所持する辞令から、昭和42年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F共済会は不明としているが、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和42年12月20日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 15 日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び申立人が所持している預金通帳の振込額から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び預金通帳の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、32万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7157

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料及び 53 年 4 月から 56 年 2 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 39 年 12 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 56 年 2 月まで

私が 20 歳になった昭和 37 年\*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を、私が結婚するまで納付してくれていた。結婚後は、夫が、私の国民年金の任意加入手続とともに付加年金の加入手続を行い、夫が亡くなるまで、私の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、亡き父親が納付してくれていた申立期間①の定額保険料及び亡き夫が納付してくれていた申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い当該期間の保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳となった昭和 37 年\*月頃に、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、50 年 5 月頃に払い出されており、当該期間当時、加入手続がなされていないことから、申立内容と一致しない上、当該払出時点においては、当該期間の保険料は時効により納付することができず、別の手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、結婚後、国民年金に任意加入した際にも行った付加年金の加入手続及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の付加年金の加入手続及び当該期間の付加保険料を納付したとするその夫は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の所持する年金手帳によると、申立期間②の始期である昭和53年4月15日付けで、住所変更手続がなされていることが確認できるものの、申立人は当該手続に直接関与しておらず、申立人の当該手続を行ったとするその夫からは、上述のとおり証言を得ることができないことから、当該期間居住していた区における付加保険料の納付の申出に関する手続の状況が不明である。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から49年3月まで

私は、昭和40年6月頃に、国民年金の加入手続を行ったと思うが、詳細は分からない。

申立期間の国民年金保険料については、昭和41年11月に結婚する前は、私が払っていたと思うが、詳細は憶<sup>おぼ</sup>えていない。結婚後は、義父が、義父母及び夫の保険料と一緒に、家に来ていた集金人に払ってくれていたが、義父母は既に亡くなっており、詳細は不明である。私も夫も保険料の月額等については、憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の夫の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月頃に、自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、結婚前の国民年金保険料については、自身で納付し、結婚後の保険料については、申立人の義父が、義父母及び夫の分と一緒に、家に来ていた集金人に納付してくれていたと主張しているが、申立人は、結婚前の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でない上、結婚後の保険料の納付に直接関与しておらず、納付してくれていたとするその義父は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和49年7月又は同年8月と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間のうち一部の期間については、過年度納付することは可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶が無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立期間は 106 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月まで

私の母親は、私が 20 歳になったら国民年金に加入させると決めていたため、昭和 38 年\*月に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私が大学を卒業する昭和 41 年 3 月まで、母親が自宅に来ていた集金人に自身の保険料と一緒に私の保険料を納付していた。母親から細長い領収証を見せられたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 38 年\*月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が大学を卒業する 41 年 3 月まで、自宅に来ていた集金人に自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 41 年 8 月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 39 年 7 月から申立人が大学を卒業する 41 年 3 月までの国民年金保険料は、時効直前に納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、加入手続を行った

と推認される同年8月以後において、遡って保険料を納付することができる39年7月からの保険料を過年度納付により納付し、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものとするのが合理的である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年12月1日から58年11月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月1日から平成3年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月1日から58年11月1日まで  
② 昭和63年12月1日から平成3年3月1日まで

私は、申立期間①において、A社に代表理事として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、昭和55年12月1日に資格喪失となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

また、申立期間②において、B社（現在は、C社）又はD社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

当時の資料は無いが、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日（昭和55年12月1日）は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年10月21日）より後の同年12月19日に、同年4月の随時改定の記録を取り消した上で、遡って記録されていることが確認できる。

また、E健康保険組合の記録から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる上、申立人は「当時、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から申立人が代表理事であったことが確認できるところ、複数の元従業員が「社会保険関係事務は、全て代表理事である申立人が行っていた。」と供述していることから、申立人が同社の代表理事として自らの資格喪失処理について関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表理事として、自らの資格喪失処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る資格喪失日の記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社又はD社に勤務していたと述べているところ、雇用保険の記録、複数のB社の元従業員の供述及び申立人の記憶から、申立人は、当該期間のうち平成元年1月21日から同年4月14日までの期間においては、同社に、同日から3年3月1日までの期間においてはD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社については、上記の複数の元従業員が「当時、数箇月の試用期間があり、その後、厚生年金保険に加入した。」と供述している上、C社は、「当社が保管している資格取得届及び喪失届に記載された健康保険の整理番号は連続しているが、その中に申立人の名前は無い。申立人について資格取得及び喪失の届出は行っていない。」と回答している。

また、D社については、申立人の資格取得日である平成3年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の元従業員に照会したものの回答を得ることができず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 8 日から 38 年 2 月 9 日まで  
私は、申立期間において、A社（現在は、B社C営業所）で臨時補充員として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が記憶する同時期に臨時補充員として同じ部署に勤務していた3人の同僚も、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 9 月 1 日である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、B社C営業所では、賃金台帳及び申立期間当時の臨時補充員の厚生年金保険の取扱いに係る資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年頃から29年頃まで

私は、申立期間において、A市にあったB社でC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似名称の適用事業所も見当たらない。

また、B社に係る商業登記の記録は確認することができず、同社の事業主を特定できないため、事業主に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「前職の上司に誘われてB社に転職した。当該上司も同社でD職として勤務していた。」と供述しているところ、当該上司についても、申立期間当時の被保険者記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 2 日から 47 年 3 月 21 日まで

日本年金機構からの通知によると、A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金を支給した記録になっている。

私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間 111 か月を計算の基礎とした申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。